

## 桶川市老人クラブ等運営費補助金交付要綱

(平成元年4月1日市長決裁)

(趣旨)

第1条 市は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第13条第2項の規定に基づき、老人クラブ及び老人クラブ連合会に対し予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金交付規程（昭和30年桶川市規程第4号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる団体及び経費は、次のとおりとする。

(1) 補助対象団体 老人クラブ活動等事業実施要綱(平成13年10月1日老発第390号厚生労働省老健局長通知)に適合する老人クラブ及び会員数おおむね30人以上の老人クラブで、市長が認めたもの並びに老人クラブ連合会

(2) 補助対象経費 老人クラブ及び老人クラブ連合会（以下「老人クラブ等」という。）運営事業のうち会員の教養の向上、健康の増進及び地域活動に要する講師謝礼金、図書等購入費、各種資料印刷費、消耗品、消耗器具購入費及び器具借上費等に要する経費

(老人クラブ等の結成・解散・変更届)

第3条 老人クラブ等を結成し、解散し、又は名称等を変更したときは、様式第1号の老人クラブ等結成・解散・変更届を2通市長に提出しなければならない。

(補助金交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする老人クラブ等は、補助金交付規程第3条第1号から第3号までに掲げる書類のほか、次の書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 様式第2号の老人クラブ等会員名簿

- (2) 様式第 3 号の老人クラブ等役員名簿
- (3) 様式第 4 号の老人クラブ等代表者選任届  
(交付申請書の提出期限)

第 5 条 前条の申請に関する書類の提出期限は、4 月 1 日（以下「基準日」という。）前に結成された老人クラブ等については 5 月 31 日までとし、基準日以降に結成された老人クラブ等については、第 3 条の老人クラブ等結成・解散・変更届を提出する日までとする。

(補助額)

第 6 条 老人クラブに対する補助金の額は、補助対象事業の活動月数に 4,000 円を乗じて得た額とする。

2 老人クラブ連合会に対する補助金の額は、次の額を合算した額とする。

- (1) 194,000 円を上限とする額
- (2) 72 円を上限とする額に老人クラブ総会員数を乗じて得た額
- (3) 350 円を上限とする額に連合会の活動月数を乗じて得た額に、更に老人クラブ数を乗じて得た額
- (4) 次に掲げる事業を先駆的又は重点的に実施する場合で市長が必要と認めた額
  - ア 老人クラブの活動別リーダーの育成事業
  - イ 女性役員及びリーダーの育成事業
  - ウ 外部からの指導者及び協力者の招へい促進事業
  - エ 高齢者と他世代との交流促進事業
  - オ 会員以外の者のクラブ活動への参加促進事業
  - カ 老人クラブの広報及び加入促進事業
  - キ 老人に関する情報提供及び相談活動事業
  - ク その他地域の特性を生かしたモデル的な活動促進事業

3 前 2 項に規定する活動月数が年度を通じて 3 月に満たない場合は、その活動月数をないものとみなす。

(交付決定通知)

第7条 市長は、第4条の申請に基づき審査した結果、補助金の交付を決定したときは、様式第5号の老人クラブ等運営費補助金交付決定通知書により通知しなければならない。

(補助金の交付時期)

第8条 補助金の交付する日は、基準日前に結成された老人クラブ等については7月31日までとし、基準日以後に結成された老人クラブ等については市長が認めた日とする。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年1月28日市長決裁)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の桶川市老人クラブ等運営費補助金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、平成2年4月1日から適用する。
- 2 改正後の要綱の規定を適用する場合には、改正前の桶川市老人クラブ等運営費補助金交付要綱の規定に基づいて交付された補助金は、改正後の要綱の規定による補助金の内払とみなす。

附 則 (平成4年3月27日市長決裁)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の桶川市老人クラブ等運営費補助金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）この規定は、平成3年4月1日から適用する。
- 2 改正後の要綱の規定を適用する場合には、改正前の桶川市老人クラブ等運営費補助金交付要綱の規定に基づいて交付された補助金は、改正後の要綱の規定による補助金の内払とみなす。

附 則 (平成9年3月24日市長決裁)

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月22日市長決裁)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日市長決裁）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日市長決裁）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

年 月 日

桶川市長

届出者住所

氏名

㊟

老人クラブ等結成・解散・変更届

このほど下記のとおり を（結成・解散・変更）  
したので、お届けします。

記

- |    |              |              |
|----|--------------|--------------|
| 1  | 結成・解散・変更年月日  | 年 月 日        |
| 2  | クラブの名称       | 新名称<br>(旧名称) |
| 3  | 代表者住所        | 桶川市          |
| 4  | 代表者氏名        |              |
| 5  | 代表者電話番号      |              |
| 6  | 会員数          | 人            |
| 7  | 会費           | 月額 円         |
| 8  | 老人クラブ等会員名簿   | 別紙のとおり       |
| 9  | 老人クラブ等役員名簿   | 別紙のとおり       |
| 10 | 老人クラブ等代表者選任届 | 別紙のとおり       |
| 11 | 会則の有無        | 有 別紙のとおり ・ 無 |

※ 解散の場合は、上記6から11の記入と別紙の添付は不要です。

様式第 2 号（第 4 条関係）

老人クラブ等会員名簿

クラブの名称

代表者住所

代表者氏名

代表者電話番号

年 月 日現在 男性 人 女性 人 合計 人

番号	氏名	年齢	性別	住所	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					

19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
35					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					



様式第4号（第4条関係）

老人クラブ等代表者選任届

- 1 クラブの名称
- 2 代表者住所 桶川市
- 3 代表者氏名
- 4 代表者電話番号
- 5 選任時期 年 月 日
- 6 選任方法

上記のとおり相違ないものであり、老人クラブ等補助金の交付に関する一切の責任を私が負うものでありますことをお届けします。

年 月 日

桶川市長

クラブの名称

代表者氏名

⑩

様式第5号（第7条関係）

老人クラブ等運営費補助金交付決定通知書

桶 第 号  
年 月 日

様

桶川市長

平成 年 月 日付けで申請のありました 補助金  
については、下記のとおり交付します。

- 1 交付金額 金 円
- 2 支払い期日 平成 年 月 日
- 3 支払い方法 口座振込
- 4 留意事項

補助対象事業は繰り越しが認められないので、事業実施に留意され、平成 年 月 日までに完了してください。

なお、事業実績報告書は、平成 年 月 日までに提出してください。

問合せ先 桶川市高齢介護課  
電話 048-786-3211（代）